

京都市告示第330号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

平成29年9月8日

京都市長 門川 大作

1 申請者

pluse株式会社（代表取締役 石橋 宏信）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市山科区栂辻中在家町16-1イーグルコート栂辻Ⅱ番館703号

3 事業所の名称

funwari

4 事業所の所在地

京都市山科区栂辻東潰27

5 指定する事業の種類

障害児相談支援

6 指定年月日

平成29年9月1日

7 事業所番号

2674100199

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）